

## 令和6年度 年末年始における労働災害防止に向けた取組

## 1 安全衛生管理体制に関する事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明と安全衛生パトロール等の実施
- (2) 安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者等の選任と職務の確実な遂行
- (3) 5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）活動、KY（危険予知）活動、リスクアセスメントの取組などの自主的安全衛生管理活動の促進

## 2 労働災害防止対策に関する事項

- (1) 転倒災害防止対策の実施、点検・確認
- (2) 墜落・転落災害防止対策の実施、点検・確認
- (3) 「高年齢労働者の安全と健康確保のガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく、安全衛生教育及び安全・健康に配慮した職場環境の改善
- (4) 職場内の各種機械設備の点検と作業手順書、作業マニュアル等の理解・順守徹底
- (5) 機械による「はさまれ・巻き込まれ」等の災害防止対策、作業開始前点検の実施
- (6) 交通労働災害防止対策の実施
- (7) 腰痛予防対策の実施
- (8) 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検整備
- (9) 火気の点検・確認など火気管理の徹底

## 3 健康確保対策に関する事項

- (1) 健康診断の確実な実施及びその結果に基づく適切な事後措置の徹底
- (2) メンタルヘルスケアの積極的な推進
- (3) 過重労働防止のための職場環境づくり
- (4) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症予防対策の実施

## 4 その他の事項

- (1) ポスター<sup>注1</sup>の掲示、「見える化」<sup>注2</sup>を図った安全衛生活動の促進
- (2) スローガン<sup>注3</sup>を掲げての労働災害防止活動の推進等

(注1) 佐賀労働局 HP ([https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/newpage\\_00639.html](https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/newpage_00639.html)) からポスター（サンプル）のフォーマットの利用可（参考）

QRコード⇒



(注2) 視覚的に捉えられないものを可視化（見える化）して安全衛生意識を高める取組

(注3) 【参考】中央労働災害防止協会 令和6年度年末年始無災害運動標語

『今年もやります！ 基本作業の徹底 年末年始も無災害』